

# 笠岡市子育て短期支援事業



## 子どもの ショート・ステイ事業

保護者の方が病気や出産、出張などの理由で、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなったときに、児童養護施設で1週間以内を原則として、お子様をお預かりします。



どんなときに利用できますか？

市内にお住まいの保護者の方が、次の理由等によって、家庭での子育てが一時的に困難になったときに、利用できます。

- (1) 疾病、出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の理由
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的理由
- (3) 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な理由



利用料金は？

お子さんの年齢、家庭の状況によって、1日当たり次の利用料となります。

区 分		利用料(円)
2歳未満児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	
		その他の世帯
	上記以外の世帯	5,400
2歳以上児	生活保護世帯	0
	市民税非課税世帯	
		その他の世帯
	上記以外の世帯	2,800



ショート・ステイの申し込み

申し込みは随時受け付けています。

利用前に手続きが必要ですので、まずは電話にてお問い合わせください。

【問い合わせ先】 笠岡市子育て支援課 ☎0865-69-2132

「ショート・ステイの申し込み」とお伝えください。